

していそだんしえんけいやくしよ
指定相談支援契約書

していそだんしえんじゅうようじこうせつめいしよ
指定相談支援重要事項説明書

こじんじょうほうほごしようどういしよ
個人情報保護使用同意書

りようしゃ
利用者： _____ さま
様

じぎょうしゃ
事業者： いるりょうほうじんこうようかい
医療法人光陽会
はーとけあかまくらきよたくかいごしえんせんたー
ハートケア鎌倉居宅介護支援センター

していそうだんしえんけいやくしよ 指定相談支援契約書

_____様(以下、利用者という)とハートケア鎌倉居宅介護支援センター(以下、事業者という)は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、事業者が利用者に対して行う相談支援について、別紙の通り契約を締結いたします。契約の締結にあたり、事業者は利用者に対して別紙指定相談支援重要事項説明書の説明及び個人情報使用同意書の説明を行い、利用者はこの内容に同意いたしました。この契約を証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記(署)名のうえ、各々1通を保有いたします。

れいわ ねん がつ 日に
令和 年 月 日

じぎょうしよ 事業所
めいしやう 名称
いりやうほうじんこうようかい 医療法人光陽会
はーとけあかまくらきょたくかいごしえんせんたー ハートケア鎌倉居宅介護支援センター
しよざいち 所在地
かながわけんかまくらしよえだ 神奈川県鎌倉市笛田5-2-15
せつめいしや 説明者

りやうしや 利用者
じゅうしよ 住所

しめい 氏名

かぞく 家族
じゅうしよ 住所

しめい 氏名

たちあいん 立会人
じゅうしよ 住所

しめい 氏名

じぎょうしや 事業者
めいしやう 名称
いりやうほうじんこうようかい 医療法人光陽会
しよざいち 所在地
かながわけんよこはましよそごくいそご 神奈川県横浜市磯子区磯子2-20-45
だいひやうしや 代表者
りぢちやう 理事長
しのぎき ひとし 篠崎 仁史

していそだんしえんけいやくしょ
指定相談支援契約書

_____ (以下「利用者」という。)と、ハートケア鎌倉居宅介護支援センター(以下「事業者」という。)とは、利用者が事業者から提供される指定相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約します。

けいやく もくてき
(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定相談支援サービスを適切に提供する事を定めます。

けいやくきかん
(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日からはじまり、利用者の認定の有効期間の満了日をもって終了するものとします。

さーびすりようけいかく さくせい
(サービス利用計画の作成)

第3条 事業者は、相談支援専門員にサービス利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

だい4じょう
第4条

1 相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

2 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指

ていしょうがいふくしきサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者
またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

3 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び
障害児の保護者(以下、「利用者等」という。)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、
教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から総合的かつ
効率的に提供されるように配慮します。

4 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス
等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載
したサービス利用計画の原案を作成します。

5 相談支援専門員は、前項で作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス
等について、給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原
案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定す
るものとします。

(サービス利用計画作成後の便宜の供与)

第6条 事業者は、サービス利用計画作成後において、次の各号に定める指定相談支援
サービスを提供するものとします。

(1) 利用者及びその家族等と毎月1回以上面接し、経過を把握します。

サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等
との連絡調整を行います。

(2) 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、
サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

(サービス利用計画の変更)

第7条 利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計
画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画
を変更します。

しょうがいしゃしえんしせつ しょうかい (障害者支援施設への紹介)

だい8じょう じぎょうしゃ りょうしゃ きょたく にちじょうせいかつ いとなむ こんなん みと
第8条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる
ばあいまた りょうしゃ しょうがいしゃしえんしせつとう にゆうしよまた にゆういん きぼう ばあい しょうがいしゃしえん
場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援
しせつとう しょうかいそのほか べんぎ ていきょう おこなう
施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

りょうしゃふたん (利用者負担について)

だい9じょう じぎょうしゃ ていきょう していそうだんしえん さーびす りょうしゃ じ こふたん
第9条 事業者の提供する指定相談支援サービスについて、利用者の自己負担はありません。

じぎょうしゃ きほんてきぎむ (事業者の基本的義務)

だい10じょう 第10条

りょうしゃ ゆうするのうりよくおよびでせいに おうじ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとなむ
1 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが
できるよう、必要な指定相談支援サービスを適切に行います。

じぎょうしゃ りょうしゃ いし じんかく そんちよう つねにりょうしゃ たちば していそうだんしえん
2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、指定相談支援
さーびす ていきょう
サービスを提供します。

じぎょうしゃ ぐたいてきぎむ (事業者の具体的義務)

だい11じょう あんぜんはいりよぎむ 第11条(安全配慮義務)

じぎょうしゃ していそうだんしえん さーびす ていきょう りょうしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん
1 事業者は、指定相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・
かくほ はいりよ
確保に配慮します。

せつめいぎむ じぎょうしゃ ほんけいやく もとづくないよう りょうしゃとう しつもんとう たいしててきせつ
2 (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に
せつめい
説明します。

しゅひぎむ じぎょうしゃおおよびそうだんしえんせんもんいん ほんけいやく していそうだんしえん さーびす てい
3 (守秘義務) 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定相談支援サービスを提
きょうする しりえたりょうしゃ かぞくとう ひみつ せいとう りゆう ばあい のぞき
供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き
だいさんしゃ かいじ
第三者に開示することはありません。

きろくほぞんせいびぎむ じぎょうしゃ していそうだんしえん さーびす ていきょう かんするきろく せいび
4 (記録保存整備義務) 事業者は、指定相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、
ていきょうび 5ねんかんほぞん じぎょうしゃ まどぐちじょうむじかん じぶん きろく みる
提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ることができますし、
じつび ふたん こびー
実費を負担してコピーすることができます。

じ こ そんがいばいしょう (事故と損害賠償)

だい12じょう 第12条

じぎょうしゃ していそうだんしえん さーびす ていきょう じ こ しょうじたばあい すみやか どう
1 事業者は、指定相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道

府県、市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、利用者の損害を賠償します。

3 事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

4 利用者およびその家族が、故意もしくは重大な過失によって、施設・サービス提供の従事者・他の利用者などに損害を与えた場合は、事業者は当該利用者に対し、その損害について賠償請求することがあります。

（契約の終了事由）

第13条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合

（利用者からの中途解約）

第14条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の10日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第15条 利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- (2) 事業者もしくは相談支援専門員が第11条1項から4項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の

せいめい しんたい ざいぶつ しんよう きずつける けいやく けいぞく じゅうだい じじょう
生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が
みとめられるばあい
認められる場合

じぎょうしゃ けいやくかいじょ (事業者からの契約解除)

だい16 じょう じぎょうしゃ りようしゃ い か じこう がいと う ばあい ほんけいやく かいじょ
第16条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

(1) りようしゃ こ いまた じゅうだい かしつ じぎょうしゃ そうだんし えんせんもんいん せいめい しんたい
利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・
ざいぶつ しんよう きずつける ほんけいやく けいぞく じゅうだい じじょう しょうじさせ
財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、そ
の じょうきょう かいぜん み こめ ない ばあい
状況の改善が見込めない場合

(2) りようしゃ つうじょう じぎょう じっしちいきがい てんきよ ばあい
利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

くじょうかいけつ (苦情解決)

だい17 じょう 第17条

りようしゃ ほんけいやく もとづくしてい そうだんし えん さーびす かんして じゅうようじこうせつめいしょ きさい
1 利用者は、本契約に基づく指定相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載
されている 苦情受付窓口 に苦情を申し立てることができます。

りようしゃ ほんけいやく もとづくしてい そうだんし えん さーびす かんして じゅうようじこうせつめいしょ きさい
2 利用者は、本契約に基づく指定相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載され
た 鎌倉市障 害福祉課福及び神奈川 県 県福祉サー ビス 運営適正化委員会 に苦情を申し立てるこ
ともできます。

はんしゃかいてきせいりよく はいじょ (反社会的勢力の排除)

だい18 じょう 第18条

じぎょうしゃおよびりようしゃ あいてがた やくいんどうまた けいえい じっしつてき かんよ もの ふくむ い
1 事業者及び利用者は、相手方(役員等又は経営に実質的に関与している者を含む。以
か おなじ はんしゃかいてきせいりよく ぼうりよくだん ぼうりよくだんいん ぼうりよくだんいん とき 5ねん けいか
下同じ。)が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過し
もの ぼうりよくだんじゅんこうせいいん ぼうりよくだんかんけいきぎょう そうかいやとう しゃかいうんどうとうひょうぼう ごろ せいじかつどう
ない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動
などひょうぼう ごろ とくしゅちのうぼうりよくしゅうだん そのほか じゅん もの はんめい ばあい
等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者)であることが判明した場合、
そのほか あいてがた はんしゃかいてきせいりよく しゃかいてき ひなん かんけい ゆうして
その他、相手方が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているときには、
なんら さいこく よう ほんけいやく かいじょ
何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。

じぎょうしゃおよびりようしゃ あいてがた みずからまた だいさんしゃ りよう ぼうりよくてき ようきゅうこうい ほうてき
2 事業者及び利用者は、相手方が自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的

せきにな れたふとう ようきゆうこうい とりひき かんしてきょうはくてき げんどう また ぼうりよく もちいるこうい
な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、
ふうせつ る ふ ぎけいまた いりよく もちいてじぎょうしゃ しんよう きそん また じぎょうしゃ ぎょうむ ぼうがい こう
風説を流布し偽計又は威力を用いて事業者の信用を棄損し又は事業者の業務を妨害する行
為、その他これらに準ずる行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除する
ことができます。

けいやくかいじょ
(契約解除)

だい19じょう 第19条

じぎょうしゃおよびりようしゃ あいてがた だい18じょう もとづきけいやく かいじょ ぼあい いはん あいてがた そん
事業者及び利用者は、相手方が第18条に基づき契約を解除した場合、違反した相手方に損
がい しょうじて ばいしょうせきにな お
害が生じて、賠償責任を負わないものとします。

そのた
(その他)

だい20じょう ほんけいやく さだめられて じこう もんだい しょうじたぼあい じぎょうしゃ しょうがい
第20条 本契約に定められていない事項については、問題が生じた場合には、事業者は障
害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとしま
す。

していそうだんしえんじゅうようじこうせつめいしょ 指定相談支援重要事項説明書

れいわ 8 ねん 7 がつ 1 にちげんざい
<令和 8 年 7 月 1 日現在>

とうじぎょうしょ かまくらし してい う けて
当事業所は鎌倉市の指定を受けています

じぎょうしょばんごう だい 第 1 4 3 2 1 0 1 4 7 3 号 (指定特定)

だい 第 1 4 7 2 1 0 0 5 0 0 号 (指定障害児)

この重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスおよび指定障害児支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、当事業所は、ご契約者に対して指定計画相談支援を提供します。事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

なお、当サービスのご利用は、原則として計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

| | |
|-----------|----|
| 1. 事業者 | 11 |
| 2. 事業所の概要 | 11 |
| 3. 事業実施地域 | 11 |
| 4. 営業日・時間 | 11 |
| 5. 職員の体制 | 12 |

| | |
|---------------------------|----|
| 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 12 |
| 7. サービスの利用に関する留意事項 | 14 |
| 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について | 15 |
| 9. 個人情報の取り扱いについて | 16 |
| 10. サービスに関する苦情・事故等の対応について | 16 |

1. 事業者

| | |
|-------|-----------------|
| 名称 | 医療法人光陽会 |
| 所在地 | 横浜市磯子区磯子2-20-45 |
| 電話番号 | 045-752-1212 |
| 代表者氏名 | 理事長 篠崎 仁史 |
| 設立年月日 | 昭和46年6月18日 |

2. 事業所の概要

| | |
|------------------|---|
| 事業所の種類 | 指定特定相談支援事業所 ・令和7年4月1日指定 第1432101473号 指定障害児相談支援事業所 ・令和7年4月1日指定 第1472100500号 |
| 事業の目的 | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児に 対し、適正な計画相談支援を提供することを目的とする。 |
| 事業所の名称 | 医療法人光陽会 ハートケア鎌倉居宅介護支援センター |
| 事業所の所在地 | 鎌倉市笛田5-2-15 |
| 電話番号 | 0467-81-3193 (FAX0467-40-5518) |
| 管理者氏名 | 平田 一浩 |
| 事業所の運営方針 について | ・利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる よう配慮して支援を行います。 |
| 開設年月日 | 令和7年4月1日 |

3. 事業実施地域

| |
|-------------------------|
| 鎌倉市・逗子市の全域、葉山町・横浜市の一部地域 |
|-------------------------|

4. 営業日・時間

| | |
|-----|-----------------------------|
| 平日 | 午前9時00分から午後5時00分 |
| 休業日 | 土・日・国民の祝日・年末年始(12月30日～1月3日) |

5. 職員しよくいん たいせいの体制

かんりしゃ
管理者

1めい じようきんしよくいん
1名(常勤職員)

そうだんしえんせんもんいん
相談支援専門員

3めい うち 1めいひじようきん
3名(内、1名非常勤)

6. 当事業所とうじぎょうしょが提供ていきようするサービスさーびすと利用料金りようりようきん

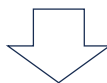
(1) サービス内容さーびすないよう

① サービス等利用計画及び障害児支援利用計画さくせいの作成

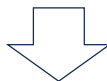
相談支援専門員そうだんしえんせんもんいんは利用者等りようしゃとうの来所らいしよや居宅等きたくなどを訪問して、利用者りようしゃの心身状況しんしんじようきよう、その置かれておかれている環境等かんきようとうを把握はあくした上で、適切な保健てきせつ ぼけん、医療いりよう、福祉ふくし、就労支援しゅうろうしえん、教育等きよういくとうのサービスさーびす(以下、
「福祉サービス等ふくし さーびすとう」という。)が、総合的かつ効率的に提供ていきようされるように配慮はいりよして、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画さくせいを作成さくせいします。

<サービス等利用計画さーびすとうりようけいかくの作成さくせいの流れ>

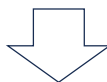
① 相談支援専門員そうだんしえんせんもんいんは、利用者りようしゃの居宅等きたくなどを訪問し、利用者及びその家族かぞくに面接して利用者りようしゃの心身しんの状況等じようきようとう、利用者りようしゃが希望する生活きぼうや利用者りようしゃが自立した日常生活にちじようせいかつを営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等かいげつを把握はあくします。



② サービス等利用計画及び障害児支援利用計画さくせいの作成の開始かいしにあたっては、当該地域とうがいちいきにおける指定障害福祉サービス事業者等していしやうがいふくし さーびす じぎょうしゃとうに関するサービスの内容、利用料等の情報じようほうを適正てきせいに利用者又はその家族かぞくに対して提供して、利用者りようしゃにサービスの選択せんたくを求めます。

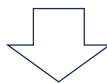


③ 利用者りようしゃの心身の状況しんしん じようきよう、その置かれておかれている環境等かんきようとうに応じて、利用者及び障害児の保護者ほごしゃの選択せんたくに基づき、適切な保健てきせつ、医療いりよう、福祉ふくし、就労支援しゅうろうしえん、教育等きよういくとうのサービスさーびす(以下、「福祉サービス等ふくし さーびすとう」という。)が、多様な事業者たやう じぎょうしゃから、総合的かつ効率的に提供されるように配慮はいりよします。

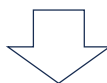


④ 利用者りようしゃについてのアセスメントあせすめんとに基づき、当該地域とうがいちいきにおける指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援等していしやうがいふくし さーびす および していしやうがいじつしよしえんとうまた又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等かいげつに対応するための最も適切な福祉サービス等ふくし さーびすとうの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向せいかつ、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達

成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、提案等を記載したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成します。



⑤④で作成したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費及び障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定します。



⑥支給決定及び給付決定又は地域相談支援給費が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者及び指定発達支援事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議等により当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定及び給付決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者面接するほか、その結果を記録します。

③ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更

- 利用者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事

業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更
します。

④ 障害者支援施設等への紹介

・ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は
ご利用者が障害者支援施設及び障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場
合には、障害者支援施設及び障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行いま
す。

(2) サービス利用料金

① 指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について

事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額及び障害児相談
支援給付費額を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

② 通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合

は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、事業者の
自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとします

1) 1 K mあたり 50円

③ 前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれ かの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

横浜銀行 杉田支店 普通預金 6022111

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替
する場合は、予め利用者説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利
用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。利用者から特定の相談支援専門員を指名
することはできませんが、相談支援専門員にしてお気づきの点やご要望がありましたら、
相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) 虐待の防止

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ鎌倉市へ報告するものとします。又、従業員に対して研修を実施する等の措置を講じます。

(3) 感染や災害への対策

事業所は、感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、対応力の向上を図ります。

(4) ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。それとともに、利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。保存期間は、指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案
- (3) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画
- (4) アセスメントの記録
- (5) サービス担当者会議等の記録
- (6) モニタリング結果の記録
- (7) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (8) 契約書
- (9) 重要事項説明書
- (10) 利用者負担に関する関係書類
- (11) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (12) 利用者からの苦情内容等の記録
- (13) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

9. 個人情報^{こじんじょうほう}の取り扱い^{とりあつかい}について

利用者^{りようしゃ}及び家族^{おとびかぞく}の情報^{じょうほう}については次^{つぎ}の記載^{きさい}するところにより必要^{ひつよう}最低限^{さいていげん}の範囲^{はんい}内で使用^{しよう}することとし、同意^{どうい}を得^えない限り^{いかり}用い^{もち}ません。

(1) 使用目的^{しようもくてき}

事業者^{じぎょうしゃ}が障害者総合支援法^{しょうがいしゃそうごうしえんほう}に関する法令^{かんするほうれい}に従^{したが}い、サービス等利用計画^{さーびすとおりようけいかく}及び障害児支援^{しょうがいじしえん}利用計画^{りようけいかく}に基づき障害福祉サービス^{しょうがいふくしきさーびすと}等を円滑^{えんかつ}に実施^{じっし}するために必要^{ひつよう}な場合^{ばあい}に使用^{しよう}します。

(2) 使用にあたっての条件^{しようあたってのじょうけん}

① 個人情報^{こじんじょうほう}の提供^{ていきよう}は(1)に記載^{きさい}する目的^{もくてき}の範囲^{はんい}内で最小限^{さいしょうげん}にとどめ、情報^{じょうほう}提供^{ていきよう}の際^{さい}には関係者^{かんげいしゃ}以外^{いがい}に漏れる^{もれる}ことのないよう細心^{さいしん}の注意^{ちゅうい}を払^{はら}うこととします。

② 事業者^{じぎょうしゃ}は個人情報^{こじんじょうほう}を使用^{しよう}した会議^{かいぎ}、相手方^{あいてがた}、内容等^{ないようとう}について記録^{きろく}しておきます。

(3) 個人情報の内容(例示)^{こじんじょうほうないようれいじ}

① 氏名^{しめい}、住所^{じゅうしょ}、健康状態^{けんこうじょうたい}、病歴^{びょうれき}、家庭状況等^{かていじょうきょうなど}、事業者^{じぎょうしゃ}がサービス等^{さーびすと}を行うため^{おこなう}に最小限^{さいしょうげん}必要な利用者^{りようしゃ}や家族個人^{かぞくこじん}に関する情報^{かんするじょうほう}

② その他の情報^{たじょうほう}

(4) 使用する期間^{しようするきかん}

契約締結日^{けいやくていけつび}から契約終了日^{けいやくしゅうりょうび}までとします。

10. サービスに関する苦情・事故等^{かんするくじょうじことうたいおう}の対応^{たいおう}について

(1) 苦情の受付^{くじょううけつけ}

当事業所^{とうじぎょうじょ}に対する苦情^{くじょう}やご相談^{ごそうだん}は以下の窓口^{いかにまどぐち}で受け付け^{うけつけ}ます。

○苦情受付担当者^{くじょううけつてんとうしゃ}

当事業所管理者^{とうじぎょうじょかんりしゃ} 平田 一浩^{ひらた かずひろ}

電話番号^{でんわばんごう} 0467-81-3193

FAX 0467-40-5518

○受付時間^{うけつけじかん} 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(土日祝日、12月30日から1月3日を除く)
どにちしゆくじつ がつ にち がつ か のぞ

(2) 事故が発生^{じこ ぼっせい}した場合は、速やか^{すみやか}に対応^{たいおう}するとともに、関係機関^{かんげいきかん}に報告^{ほうご}することとします。

利用者^{りようしゃ}の病状急変等^{びょうじょうきゅうへんとう}の緊急時^{きんきゅうじ}には、速やか^{すみやか}に救急車^{きゅうきゅうしゃ}の要請^{ようせい}、主治医^{しゅじい}への連絡等^{れんらくとう}の措置^{そち}を講^{こう}じるとともに、管理者^{かんりしゃ}、サービス提供責任者^{さーびすていきようせきにんしゃ}へ連絡^{れんらく}いたします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関^{ぎょうせいきかんそこのほかくじょううけつけきかん}

○当事業所以外^{とうじぎょうじょいがい}に、市町村等^{しちょうそんとう}の窓口^{まどぐち}に相談^{そうだん}や苦情^{くじょう}を伝^{つた}えることができます。

・鎌倉市役所 障害福祉課 0467-61-3974
かまくらしやくじょ しょうがいふくしか

・神奈川県社会福祉協議会「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」
かながわけんしゃかいふくしきぎょうぎかい ふくしきさーびすうんえいできせいかいいんかい

045-311-8861

○受付時間^{うけつけじかん} 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(土日祝日、年末年始休業日)
どにちしゆくじつ ねんまつねんしきゅうぎょうび

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次の記載するところにより、必要な範囲内で使用することに同意します。

記

1.利用目的

(1)利用者へのサービス提供、障害者総合支援請求事務、各事業所への管理運営事務、並びにその他居宅介護、短期入所、生活介護就労支援、共同生活援助、児童発達支援・放課後等デイサービス、訪問看護等、相談支援及び福祉用具販売・貸与等障害者総合支援サービス提供に係る一切の業務のため。

(2)その他上記に付帯関連する業務のため上記利用目的の範囲に含まれる具体的な業務の例については次のとおりです。

- ①利用者へ適切なサービスを提供するため
- ②保険事務のため
- ③当事業所の会計・経理のため
- ④関係各機関への事故等の報告のため
- ⑤利用者へのサービスを提供するあたり、サービス事業所と連携(ケア会議等)をとり、これらの照会に回答するため
- ⑥利用者へサービスを提供するにあたり、医師・医療機関等に意見・助言を求めるため
- ⑦家族など利用者の心身の状況を説明するため
- ⑧審査支払機関へレセプトを提出するため
- ⑨審査支払機関や保険者からの照会に回答するため
- ⑩賠償責任保険などに係る保険会社等への相談又は届出等をするため
- ⑪行政機関による指導・監査等に協力するため
- ⑫第三者機関による介護サービスの評価・調査等に協力するため

2.使用する事業者の範囲

ハートケア鎌倉居宅介護支援センター及び各サービス事業者、主治医、医療機関、民生委員、委託業者、保険者とします。

3.使用する期間

契約日から第2条(契約の有効期間)と同じ取り扱いとなります。

4. 条件

- (1) 個人情報こじんじょうほうの提供ていきょうは、必要ひつような範囲はんい内とし、提供ていきょうにあたっては関係者かんけいしゃ以外いがいの者ものに漏れるもれることのないよう、細心さいしんの注意ちゅういを払うこと。
- (2) 個人情報こじんじょうほうを使用した介護かいご、相手方あいてがた、内容等ないようとうの経過けいかを記録きろくしておくこと。
- (3) 個人情報保護法こじんじょうほうほごほうを遵守じゅんしゆすること。

